

3. 施設関連

3. 施設関連

3-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

番号	種別	名称	所在地	収容人口	管理者	電話番号	対象となる災害種別							
							洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火災	内水	火山災害
1	避難所 避難場所	南大隅町体育館	根占川北 199番地	400	町長	24- 3111		○	○	○	○	○		○
2	避難所 避難場所	南大隅町武道館	根占川北 226番地	170	町長	24- 3111	○	○	○	○	○	○	○	○
3	避難所	根占保健センター	根占川北 226番地	70	町長	24- 3111	○	○	○	○	○	○	○	○
4	避難所 避難場所	神山小学校	根占川北 1250番地	260	学校長	24- 2015	○		○	○	○	○	○	○
5	避難所 避難場所	鹿児島きもつき農協根占支所	根占川北 1729番地	240	支所長	24- 3131		○	△	○	○	○		○
6	避難所 避難場所	老人福祉センター	根占川南 3256番地3	90	町長	24- 4218		○	△		○	○		○
7	避難所 避難場所	南大隅町川南地区集会施設	根占川南 3256番地3	30	公民館長			○	△	○	○	○		○
8	避難所 避難場所	根占中学校	根占山本 1229番地	610	町長		○		○	○	○	○	○	○
9	避難所 避難場所	旧宮田小学校	根占山本 7065番地	280	町長		○		○	○	○	○	○	○
10	避難場所	国道269号線緑の回廊	根占山本 6104番地1	500	町長		○		○	○	○	○	○	○
11	避難場所	大浜海浜公園バンガロー	根占山本 6486番地1	500	町長		○		○	○	○	○	○	○
12	避難場所	舟木公民館	根占辺田 1604番地	20	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
13	避難場所	苜公民館	根占辺田 2478番地5	40	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
14	避難所 避難場所	旧登尾小学校	根占辺田 3310番地	60	町長		○		○	○	○	○	○	○
15	避難所 避難場所	大川公民館	根占辺田 4740番地1	20	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
16	避難所 避難場所	旧辺田別府分校	根占辺田 5878番地	20	町長		○	○	○		○	○	○	○

3. 施設関連

番号	種別	名称	所在地	収容人口	管理者	電話番号	対象となる災害種別							
							洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火災	内水	火山災害
17	避難所 避難場所	南大隅町横 ビュー高原 ふれあい館	根占横別 府 1920 番 地	220	町長		○	○	○	○	○	○	○	○
18	避難所 避難場所	南大隅町農 村集落多目 的の共同利用 施設	根占川北 8284 番地 1	40	町長		○	○	○	○	○	○	○	○
19	避難場所	南大隅町 山村開発セ ンター	佐多伊座 敷 3844 番 地	450	町長	26- 0511	○		○	○	○	○	○	○
20	避難場所	上之園集落 センター	佐多伊座 敷 2441 番 地	60	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
21	避難場所	片之坂コミ ュニティセ ンター	佐多馬籠 3690 番地 1	20	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
22	避難場所	浮津トンネ ル付近	佐多伊座 敷 5463 番 地	100	大隅地域 振興局		○		○	○	○		○	○
23	避難所 避難場所	旧佐多小学 校	佐多伊座 敷 3531 番 地	260	町長		○	○	○	○	○	○	○	○
24	避難所 避難場所	第一佐多中 学校	佐多伊座 敷 3470 番 地	300	学校長	26- 0023	○	○	○	○	○	○	○	○
25	避難所 避難場所	島泊体育館	佐多伊座 敷 315 番地 3	80	町長		○		○	○	○	○	○	○
26	避難所 避難場所	佐多山村交 流施設	佐多伊座 敷 3474 番 地	260	町長		○	○	○	○	○	○	○	○
27	避難所 避難場所	旧大泊小学 校	佐多馬籠 595 番地	230	町長		○		○	○	○	○	○	○
28	避難場所	尾波瀬コミ ュニティー センター	佐多馬籠 259 番地 2	30	自治会長		○		○	○	○	○	○	○

3. 施設関連

番号	種別	名称	所在地	収容人口	管理者	電話番号	対象となる災害種別							
							洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火災	内水	火山災害
29	避難場所	外之浦方面 トンネル付近	佐多馬籠 1004番地	100	大隅地域 振興局		○		○	○	○		○	○
30	避難所 避難場所	旧竹之浦小 学校	佐多郡 405 番地	50	町長		○		○	○	○	○	○	○
31	避難場所	大泊方面ト ンネル付近	佐多馬籠 1004番地	100	大隅地域 振興局		○		○	○	○	○	○	○
32	避難場所	田尻へき地 集会施設	佐多馬籠 449番地5	30	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
33	避難場所	間泊コミュ ニティセン ター	佐多郡 39 番地	40	自治会長		○		△	○	△	○	○	○
34	避難所 避難場所	旧郡小学校	佐多郡 1456番地	90	町長		△	○	○	○	○	○	○	○
35	避難場所	浜尻ゲー トボール場	佐多郡 2700番地1	500	町長		○		○	○	○	○	○	○
36	避難所 避難場所	旧大中尾小 学校	佐多伊座 敷 5929番 地 405	250	町長		○	○	○	○	○	○	○	○
37	避難所 避難場所	旧辺塚小学 校	佐多辺塚 441番地1	170	町長		○	○	○	○	○	○	○	○
38	避難場所	辺塚西コミュ ニティセン ター	佐多辺塚 1537番地1	30	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
39	避難場所	中野多目的 集会施設	佐多辺塚 753番地1	30	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
40	避難場所	中郷農民研 修センター	佐多辺塚 541番地2	50	自治会長		○		○	○	○	○	○	○
41	避難場所	打詰コミュ ニティセン ター	佐多辺塚 2028番地	30	自治会長		○		○	○	○	○	○	○

※△：1階部分に浸水が想定されるため、2階以上に避難する場合のみ使用可能です。

3-2 指定福祉避難所

番号	名称	所在地	電話番号
1	南大隅町社会福祉協議会	根占川南 3256-3	24-4218

3. 施設関連

3-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

事業所・施設名	電話番号	住所	危険区域		
			洪水	土砂	高潮
南大隅町役場 佐多支所	26-0511	佐多伊座敷 3844		○	
南大隅町社会福祉協議会	24-4218	根占川南 3256-3	○		○
南大隅町社会福祉協議会 佐多支所	28-4030	佐多伊座敷 3844		○	
南大隅町シルバー人材センター	28-1151	根占川北 1315-1	○		○
特別養護老人ホーム蒼水園	24-3100	根占山本 1250-1		○	
蒼水園デイサービスセンター	24-5547	根占山本 1250-1		○	
南大隅町社会福祉協議会訪問介護事業所	24-3010	根占川南 3256-3	○		○
南大隅町社会福祉協議会 佐多支所訪問介護事業所	28-4030	佐多伊座敷 3844		○	
蒼水園指定居宅介護支援事業所	24-5200	根占山本 1250-1		○	
南大隅町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	24-4218	根占川南 3256-3	○		○
南大隅町根占在宅介護支援センター (蒼水園内)	24-5200	根占山本 1250-1		○	
グループホームおおきな木	24-2001	根占川南 3611	○		○
グループホーム共生	28-4884	佐多郡 896 番地 2		○	
神山小学校	24-2015	根占川北 1250		○	
根占中学校	24-2216	根占山本 1229-1		○	
根占こども園	24-2131	根占川北 1897-2	○		○
つじみ保育園	24-3765	根占川北 1780	○		
おおすみの園	24-2517	根占川北 2105		○	
さくらじまコアラ	27-5490	根占川北 24-14	○		○
ケアホームねじめ	24-2517	根占川北 2271-4	○		
南大隅町配食センター	24-5573	根占山本 1250-1		○	
茶のん家	27-4000	根占川北 1897-2	○		○
いっでん だいでん 来やん家	24-5608	根占川北 1279	○		○

3. 施設関連

3-4 ヘリコプターの臨時発着場

【防災ヘリコプター離着場所】

番号	名称	所在地
1	南大隅町根占運動場	南大隅町根占川北 133-1
2	南大隅町佐多運動広場	南大隅町佐多馬籠 3505

【ドクターヘリコプター離着陸場所】

番号	名称	所在地
1	旧城内小学校	南大隅町根占川北 8598
2	南大隅町横ビューふれあい館	南大隅町根占横別府 1920
3	根占中学校	南大隅町根占山本 1229-1
4	旧宮田小学校	南大隅町根占山本 7065
5	根占自転車競技場	南大隅町根占川南 6240
6	南大隅町根占運動場	南大隅町根占川北 133-1
7	県立南大隅高等学校	南大隅町根占川北 413
8	セルプ花之木(事務所前グラウンド)	南大隅町根占川北 9445-2
9	セルプ花之木 (ステージ付き広場)	南大隅町根占川北 9445-2
10	旧登尾小学校	南大隅町根占辺田 3310
11	間泊漁港	南大隅町佐多
12	浜尻港	南大隅町佐多
13	陸上自衛隊佐多射撃場	南大隅町佐多辺塚 2148-2
14	第一佐多中学校	南大隅町佐多伊座敷 3470
15	旧佐多小学校	南大隅町佐多伊座敷 3531
16	旧大中尾小学校	南大隅町佐多伊座敷 5929
17	南大隅町佐多運動広場	南大隅町佐多馬籠 3505
18	旧大泊小学校	南大隅町佐多馬籠 595
19	片野坂公園	南大隅町佐多馬籠 3699-4
20	旧辺塚小学校	南大隅町佐多辺塚 441-1

3. 施設関連

3-5 緊急輸送道路ネットワーク及び避難道路



凡例	種別	道路名
	鹿児島県第2次緊急輸送道路 (鹿児島県地域防災計画)	a 国道269号線
		b 国道448号線
		c 県道68号鹿屋吾平佐多線(～大中尾)
		d 県道74号内之浦佐多線(大中尾～伊座敷)
	避難道路	① 県道68号鹿屋吾平佐多線(大中尾～大泊～伊座敷)
		② 県道74号内之浦佐多線(大中尾～)
		③ 県道562号池田根占線
		④ 県道563号辺塚根占線
		⑤ 県道564号浜尻馬込線
		⑥ 県道566号佐多岬公園線

3. 施設関連

3-6 水防・消防施設の現況

【水防施設の現況】

倉庫名	河川名	位 置	主要備蓄資機材数									
			土のう	杭	筵	縄	掛矢	スコップ	鋸	鎌	山鋏	斧
町水防倉庫	雄川	根占川北	3,000	250	50	5	8	30	15	10	15	5

【消防施設の現況】

分団名	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	広報車	防火水槽	消火栓	プール	自然水利	備 考
本部	1	1	1						本部指令車 1
神山分団	1	2	2		23	64	2	5	
宮田分団	1	1	1		15	27	1	1	
滑川分団	1	1	2		22	31	1	3	
登尾分団		1	2		10	14	1		
城内分団		1	3		11	15	1		
小計	4	7	11		81	151	6	9	

【消防施設の現況】

分団名	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	広報車	防火水槽	消火栓	プール	自然水利	備 考
本部		1	1	1					本部指令車 1
中央分団	2	4	11		26	64	4	4	
大泊・島泊分団	1	1	4		10	21		2	
郡・竹之浦分団	1	1	4		13	35		8	
辺塚分団		1	2		7	17		1	
小計	4	8	22		56	137	4	15	
合計	8	15	33	1	137	288	10	24	本部指令車 2

3. 施設関連

3-7 無線施設の現況

【本庁管内】

1. 同報系

種別	所在地
親局	南大隅町根占川北226番地 南大隅町役場内
中継局	南大隅町根占川北城内地内（城内中継所）
	南大隅町根占辺田野尻野地内（野尻野中継所）
屋外拡声子局	全36局
戸別受信機	全戸3,000戸

2. 陸上移動局

名称	保管場所
みなみおおすみねじめぼうさい 1	総務課保管
” 2	消防指令車
” 4	神山分団長
” 5	建設課公用車
” 6	総務課保管
” 7	保健課公用車
” 8	滑川分団長
” 9	城内分団長
” 10	滑川分団長
” 11	宮田分団長
” 12	神山分団長
” 13	宮田分団長
” 14	登尾分団長
” 15	登尾分団長
” 17	総務課保管
” 19	総務課保管

3. 施設関連

【佐多支所管内】

1. 同報系

種別	所在地
親局	南大隅町佐多伊座敷 3 8 4 4 番地 南大隅町佐多支所内
中継局	南大隅町佐多伊座敷 2 0 8 1 番地 (伊座敷中継所)
	南大隅町佐多辺塚 1 0 7 林班区 (大中尾中継所)
屋外拡声子局	全 4 4 局 (内簡易中継局 7 局)
戸別受信機	全戸 2, 0 0 0 戸

2. 陸上移動局

名称	保管場所
みなみおおすみさたぼうさい 1	消防本部車
〃 2	公用車
〃 3	公用車
〃 4	公用車
〃 5	公用車
〃 6	公用車
〃 7	無線室保管
〃 8	公用車
〃 9	公用車
〃 1 0	公用車
〃 1 1	無線室保管
〃 1 2	無線室保管
〃 1 3	無線室保管
〃 1 4	無線室保管
〃 1 5	無線室保管
〃 1 6	無線室保管
〃 1 7	無線室保管
〃 1 8	中央分団長
〃 1 9	馬籠分団長
〃 2 0	島泊分団長
〃 2 1	大泊分団長
〃 2 2	竹之浦分団長
〃 2 3	郡分団長
〃 2 4	大中尾分団長
〃 2 5	辺塚分団長

3. 施設関連

3-8 危険物取扱施設一覧

No.	施設区分	施設名称	所在地	電話番号
1	給油取扱所	有限会社 肥後商会	根占川北 99	0994-24-2335
2	給油取扱所	有限会社 黒木石油店	根占川北 1275-5	0994-24-2122
3	給油取扱所	平野商事株式会社	根占川南 3250	0994-24-2303
4	給油取扱所	成武建設株式会社 成武石油	根占山本 4108-1	0994-24-3095
5	給油取扱所	鹿児島きもつき農業協同組合 佐多 SS	佐多伊座敷 4089-9	0994-26-0129
6	給油取扱所	有限会社 荳石油店	根占辺田 2321-8	0994-24-3483
7	一般取扱所	鹿児島県経済農業協同組合 連合会	根占川北樋ノ口上 3430	099-258-5376
8	一般取扱所	有限会社 荳石油店	根占辺田 2321-8	0994-24-3483
9	屋外タンク	鹿児島県経済農業協同組合 連合会	根占川北樋ノ口上 3430	099-258-5376
10	屋外タンク	ねじめ漁業協同組合	根占川南 1104	0994-24-2628
11	屋外タンク	根占町葉たばこ生産組合	根占横別府 2411	0994-24-3422
12	屋外タンク	鹿児島県漁業協同組合 佐多岬支所	佐多馬籠 965-17	0994-27-3001
13	屋外タンク	南洲農場株式会社	佐多伊座敷 5950	0994-26-4141
14	屋外貯蔵所	国分自衛隊 佐多対空射撃場	佐多辺塚 2143	0994-26-0350
15	地下タンク	鹿児島県経済農業協同組合 連合会	根占川北樋ノ口上 3430	099-258-5376
16	地下タンク	海上自衛隊 鹿屋航空基地	根占川南字上長迫	0994-24-4195
17	地下タンク	特別養護老人ホーム 真寿園	佐多馬籠 3466 番地 3	0994-26-1810

4. 連絡体制

4. 連絡体制

4-1 関係機関の連絡先

【町内関係機関有線通信施設】

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
鹿児島きもつき農協 根占支所	24-3131	錦江警察署 根占駐在所	24-2050
〃 佐多支所	26-0521	〃 佐多駐在所	26-0142
南大隅森林組合	24-2005	ねじめ漁業協同組合	24-2628
肝属農業共済組合 根占支所	24-2344	おおすみ岬漁業協同組合 佐多支所	26-0007
〃 佐多支所	26-1305	〃 佐多岬支所	27-3001
南部消防署佐多分署	26-0119		
大隅森林管理署 根占森林事務所	24-2200		
〃 辺塚森林事務所	26-4732		

4. 連絡体制

【町外関係機関有線通信施設】

機 関 名		所 在 地	電話番号	無 線
県危機管理局危機管理防災課		鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2256	1(2)-311-7-2111. 814. 803
大隅地域振興局 総務企画部	総務企画課	鹿屋市打馬 2-16-6	0994-52-2083	1(2)-331-7-203. 803
	県税課		0994-52-2093	
大隅地域振興局 保健福祉環境部	健康企画課		0994-52-2103	
	衛生・環境課		0994-52-2113	
	地域保健福祉課		0994-52-2124	
大隅地域振興局 農林水産部	農林水産総務課		0994-52-2133	
	農政普及課		0994-52-2142	
	農村整備課	0994-52-2156		
	林務水産課	0994-52-2161		
大隅地域振興局 建設部	建設総務課	0994-52-2173		
	土木建築課	0994-52-2183		
	河川港湾課	0994-52-2193		
大隅肝属地区消防組合		鹿屋市新川町 800	0994-52-0119	1-1-5451. 2-2-311-5451
海上自衛隊鹿屋航空基地		鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111	
陸上自衛隊国分駐屯地		霧島市国分福島 2-4-14	0995-46-0350	1-1-3621. 2-2-311-3621
第十管区海上保安本部		鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9800	
鹿児島海上保安部		鹿児島市泉町 18-2-50	099-222-6680	
指宿海上保安署		指宿市山川福元 6713	0993-34-2999	
鹿児島地方气象台		鹿児島市東郡元 4-1	099-250-9912	1-1-3572. 2-2-311-3572
日本赤十字社鹿児島県支部		鹿児島市鴨池新町 1-5	099-252-0600	1-1-3581. 2-2-311-3581
NHK鹿児島		鹿児島市本港新町 4-6	099-805-7000	
大隅森林管理署		鹿屋市下堀町 2926-3	0994-42-5217	
錦江警察署		錦江町馬場 438	0994-22-0110	
大隅肝属地区消防組合南部消防署		錦江町城元 1055	0994-22-1199	
大隅肝属地区消防組合佐多分署		南大隅町佐多伊座敷 3439	0994-26-0119	
九州電力鹿屋営業所		鹿屋市札元 2-3792-5	0120-986-806	コールセンター 080-120-0812
九州電力鹿屋電力所		鹿屋市札元 2-3672-4	0994-40-2711	
N T T 西日本-南九州鹿屋営業所		鹿屋市共栄町 1-35	0994-44-7925 0994-44-7931	

4. 連絡体制

4-2 医療機関一覧

【医療機関一覧】

医療機関名	所在地	電話番号	備考
津崎医院	根占川北 1 7 2 5	24-2153	
佐多診療所	佐多浜下	26-2222	
町立郡診療所	佐多郡	26-1586	
町立大泊診療所	佐多大泊	27-3030	
町立辺塚診療所	佐多辺塚	26-4012	

【県救護班】

医療機関名	所在地	電話番号	備考
大隅鹿屋病院 (TMT)	鹿屋市新川町 6081 番地 1	0994-40-4579	
県民健康プラザ鹿 屋医療センター	鹿屋市札元 1 丁目 8-8	0994-42-5101	
池田病院 (DMAT)	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	

4. 連絡体制

4-3 所有車両一覧

【所有車両（合計）】

	軽自動車	軽トラック	普通自動車	ワゴン マイクロ	消防車両	その他	計
本庁	33	7	4	14	14	11	83
支所	5	3	3	1	14	6	32
計	38	10	7	15	28	17	115

【所有車両（詳細）】

No.	課名	配置	登録番号	登録年月日	種別	車種	配置
1	会計課	本庁	鹿児島 581 さ 2592	H26.06	軽乗用	軽自動車	本庁
2	総務課	本庁	鹿児島 200 さ 287	H13.09	乗合(マイクロ)	ワゴンマイクロ	本庁
3			鹿児島 400 つ 8369	H27.10	1.5tトラック	その他	本庁
4			鹿児島 300 ゆ 8269	H27.06	普通乗用	普通自動車	本庁
5			鹿児島 300 ほ 5430	H22.03	普通乗用	普通自動車	本庁
6			鹿児島 300 ほ 5431	H22.03	普通乗用	普通自動車	本庁
7			鹿児島 480 の 1802	H30.11	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁
8			鹿児島 581 ち 5105	H27.08	軽乗用	軽自動車	本庁
9			鹿児島 301 せ 6089	H29.11	ワゴン	ワゴンマイクロ	本庁
10			鹿児島 582 ち 2906	R05.10	軽乗用	軽自動車	本庁
11			鹿児島 582 た 6564	R05.08	軽乗用	軽自動車	本庁
12			鹿児島 480 か 8534	H19.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁
13			鹿児島 480 こ 4697	H21.08	軽トラック	軽トラック	本庁
14			鹿児島 301 つ 6147	R03.02	普通乗用	消防車両	本庁
15			鹿児島 301 つ 6146	R03.02	普通乗用	消防車両	本庁
16			鹿児島 580 め 5535	H24.04	軽乗用	軽自動車	本庁
17			鹿児島 480 ま 2358		パネルバン	軽自動車	本庁
18			鹿児島 800 る 408		ボートトレーラー	その他	本庁
19			鹿児島 400 な 477	R05.03	スライドダンプ	その他	本庁
20			鹿児島 800 す 4432	H24.12	小型ポンプ積載車	消防車両	本庁
21			鹿児島 800 す 8603	H30.03	ポンプ車	消防車両	本庁
22			鹿児島 880 あ 2214	R2.03	小型ポンプ積載車	消防車両	本庁
23			鹿児島 800 せ 3650	R07.02	小型ポンプ積載車	消防車両	本庁
24			鹿児島 800 せ 76	R02.03	小型ポンプ搭載多機能車	消防車両	本庁
25			鹿児島 800 さ 2853	H13.03	指揮広報車	消防車両	本庁
26			鹿児島 800 さ 6761	H16.03	ポンプ車	消防車両	本庁
27			鹿児島 800 す 2186	H22.02	小型ポンプ積載車	消防車両	本庁

4. 連絡体制

No.	課名	配置	登録番号	登録年月日	種別	車種	配置	
28	総務課	本庁	鹿児島 800 す 7020	H28. 03	ポンプ車	消防車両	本庁	
29			鹿児島 800 す 2752	H22. 09	救助資機材搭載車	消防車両	本庁	
30			鹿児島 800 す 5416	H26. 03	ポンプ車	消防車両	本庁	
31			鹿児島 800 す 6196	H27. 03	小型ポンプ積載車	消防車両	本庁	
32		支所	鹿児島 480 こ 4698	H21. 08	軽トラック	軽トラック	支所	
33			鹿児島 581 ふ 9743	H30. 06	軽乗用	軽自動車	支所	
34			鹿児島 501 み 2974	H28. 03	普通乗用	普通自動車	支所	
35			鹿児島 80 あ 1330	H13. 03	災害防御用軽自動車	消防車両	支所	
36			鹿児島 880 あ 2096	H31. 03	小型ポンプ軽積載車	消防車両	支所	
37			鹿児島 800 さ 4989	H14. 10	小型ポンプ積載車	消防車両	支所	
38			鹿児島 800 さ 2488	H12. 12	小型ポンプ積載車	消防車両	支所	
39			鹿児島 800 さ 930	H11. 12	小型ポンプ積載車	消防車両	支所	
40			鹿児島 800 す 2037	H21. 11	支所指令車	消防車両	支所	
41			鹿児島 800 す 2621	H22. 07	ポンプ車	消防車両	支所	
42			鹿児島 800 す 2004	H21. 11	ポンプ車	消防車両	支所	
43			鹿児島 800 す 7719	H29. 03	ポンプ車	消防車両	支所	
44			鹿児島 800 セ 3059	H10. 12	小型ポンプ積載車	消防車両	支所	
45			鹿児島 800 セ 858	R03. 03	小型ポンプ積載車	消防車両	支所	
46			鹿児島 800 セ 2351	R05. 03	小型ポンプ積載車	消防車両	支所	
47			鹿児島 800 す 9347	H31. 03	小型ポンプ積載車	消防車両	支所	
48			鹿児島 880 あ 1528	H27. 03	広報車	消防車両	支所	
49		鹿児島 400 な 478	R05. 03	スライドダンプ	その他	支所		
50		企画 観光課	本庁	鹿児島 830 ち 31	H27. 02	移動販売車	ワゴンマイクロ	本庁
51				鹿児島 480 な 7906	H28. 05	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁
52				鹿児島 581 ね 6841	H29. 05	軽乗用	軽自動車	本庁
53				鹿児島 581 ね 6843	H29. 05	軽乗用	軽自動車	本庁
54				鹿児島 200 さ 1882	H31. 01	乗合(14人乗り)	ワゴンマイクロ	本庁
55				鹿児島 200 さ 2198	R04. 12	乗合(14人乗り)	ワゴンマイクロ	本庁
56		町民 保健課	本庁	鹿児島 480 か 8537	H19. 06	軽トラック	軽トラック	本庁
57				鹿児島 100 す 5640	H21. 10	トラック	その他	本庁
58				鹿児島 100 す 5641	H21. 10	トラック	その他	本庁
59				鹿児島 800 す 3370	H23. 08	塵芥車	その他	本庁
60				鹿児島 800 す 8410	H30. 02	塵芥車	その他	本庁
61				鹿児島 300 ふ 9459	H21. 10	ワゴン	ワゴンマイクロ	本庁
62				鹿児島 480 な 7907	H28. 05	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁
63				鹿児島 581 た 9116	H27. 06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁
64				支所	鹿児島 501 の 8687	H24. 12	普通乗用	普通自動車
65			鹿児島 800 セ 2348		R05. 03	塵芥車	その他	支所

4. 連絡体制

No.	課名	配置	登録番号	登録年月日	種別	車種	配置	
66	経済課	本庁	鹿児島 480 て 3	H26.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
67			鹿児島 480 て 4	H26.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
68			鹿児島 480 う 4282	H18.03	軽トラック	軽トラック	本庁	
69			鹿児島 480 ね 6755	H30.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
70			鹿児島 480 ね 6756	H30.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
71			鹿児島 480 め 5410	R07.08	軽トラック	軽トラック	本庁	
72			鹿児島 480 む 2113	H30.06	軽トラック	軽トラック	本庁	
73			鹿児島 480 う 4283	H18.03	軽トラック	軽トラック	支所	
74		支所	鹿児島 480 め 2786	H29.06	軽貨物(バン)	軽自動車	支所	
75			鹿児島 480 め 5158	R07.08	軽トラック	軽トラック	支所	
76			鹿児島 100 す 6048	H22.03	トラック	その他	支所	
77			鹿児島 800 す 2319	H22.03	農作業車	その他	支所	
78			建設課	本庁	鹿児島 480 ち 4421	H17.10	軽貨物(バン)	軽自動車
79		鹿児島 300 ゆ 9656			H27.08	普通乗用	普通自動車	本庁
80	鹿児島 480 め 5411	R07.08			軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
81	鹿児島 480 な 7908	H28.05			軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
82	南大隅町 特 430	H26.06			ホイローダ	その他	本庁	
83	南大隅町 特 597	H28.08			ホイローダ	その他	本庁	
84	鹿児島 400 て 2147	H28.12			トラック	その他	本庁	
85	鹿児島 480 は 62	H26.07			軽トラック	軽トラック	本庁	
86	鹿児島 480 む 2969	R06.07			軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
87	支所	鹿児島 480 た 8970			H25.02	軽貨物(バン)	軽自動車	支所
88	介護 福祉課	本庁	鹿児島 480 め 6245	R07.09	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
89			鹿児島 800 す 6058	H27.02	車いす移動車	その他	本庁	
90			鹿児島 200 さ 1507	H26.02	乗合(マイクロ)	ワゴンマイクロ	本庁	
91			鹿児島 480 ひ 2208	R02.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
92			鹿児島 580 う 1378	H17.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
93			鹿児島 581 み 5754	H31.02	軽乗用	軽自動車	本庁	
94			鹿児島 581 み 5756	H31.02	軽乗用	軽自動車	本庁	
95			鹿児島 581 む 8425	R01.06	軽乗用	軽自動車	本庁	
96			鹿児島 581 む 8426	R01.06	軽乗用	軽自動車	本庁	
97			鹿児島 581 ふ 9741	H30.06	軽乗用	軽自動車	本庁	
98		支所	鹿児島 480 む 4666	R06.08	軽貨物(バン)	軽自動車	支所	
99	鹿児島 480 み 6127		H03.03	軽貨物(バン)	軽自動車	支所		
100	税務課	本庁	鹿児島 480 こ 4691	H21.08	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
101			鹿児島 480 と 4838	H27.06	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	
102			鹿児島 480 め 3622	H29.07	軽トラック	軽トラック	本庁	
103			鹿児島 480 の 5569	H31.02	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁	

4. 連絡体制

No.	課名	配置	登録番号	登録年月日	種別	車種	配置
104	教育 振興課	本庁	鹿児島 480 こ 4693	H21.08	軽貨物(バン)	軽自動車	本庁
105			鹿児島 300 ふ 4243	H21	ワゴン	ワゴンマイクロ	本庁
106			鹿児島 200 さ 1976	R2	ワゴン	ワゴンマイクロ	本庁
107			鹿児島 200 さ 1989	R2	小型バス	ワゴンマイクロ	本庁
108			鹿児島 200 さ 1990	R2	小型バス	ワゴンマイクロ	本庁
109			鹿児島 200 さ 1417	H25	小型バス	ワゴンマイクロ	本庁
110			鹿児島 200 さ 1418	H25	小型バス	ワゴンマイクロ	本庁
111			鹿児島 200 さ 1435	H26.02	小型バス	ワゴンマイクロ	本庁
112		支所	鹿児島 11 ん 1999	H08.03	普通貨物	その他	支所
113			鹿児島 100 そ 2674	R07.03	普通貨物	その他	支所
114		佐多	支所	鹿児島 301 さ 1605	H27.10	普通乗用	ワゴンマイクロ
115	診療所	鹿児島 502 す 3203		R02.03	普通乗用	普通自動車	支所

5. 様式

5-1 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹 災 原 因	年 月 日 の による
---------	-------------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

南大隅町長

5-2 緊急通行車両確認申出書

別記様式第3（第6条関係）

鹿児島県公安委員会 殿		令和 年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又 は名称	
緊急 連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

6. その他

6-1 南大隅町災害時要援護者避難支援プラン

南大隅町災害時要援護者避難支援プラン

1 目的

ひとり暮らしの高齢者や障害者等（以下「要援護者」という）が、大規模災害時の避難支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、
者が安心して暮らせる地域づくりの推進を図る。

2 対象者

- (1) ひとり暮らしの高齢者
- (2) 在宅重度心身障害者
- (3) 介護保険の要介護3～5の認定者のうち居宅介護者の者
- (4) 上記に準じる状態にある難病患者等

3 登録の手続き

要援護者の登録については、南大隅町個人情報保護条例第7条第2項の規定に基
社部局から情報を収集し、要援護者本人の承諾を得た後、台帳に登録するものとす

4 支援者の選定

支援者は、要援護者が選定するものとする。ただし、選定が困難な場合は当該自
支援するものとする

5 登録台帳の保管

台帳の原本は町長が保管し、副本は当該要援護者の居住する自治会、民生委員が
れ保管する。

6 自治会等による支援

自治会等は、要援護者に対し登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとす

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常における声かけ等

7 自治会の義務

- (1) 自治会は在宅福祉アドバイザー等を活用して、前条の支援が効果的かつ効
率的に行われるよう努めなければならない。
- (2) 前条に掲げる目的以外に登録台帳を活用してはならない。
- (3) 自治会は登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を
漏らしてはならない。

避難支援プラン登録確認書

平成 年 月 日

南大隅町長 殿

私は、南大隅町災害時要援護者プランの趣旨に賛同し、台帳に登録することを希望します。

また、私が届け出た下記の個人情報を町が自治会、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察等関係機関に開示することを承諾します。

自治会名		民生委員名	
			電話
要援護者本人			
住所	南大隅町		
氏名		☎	電話
緊急時の家族の連絡先			
氏名		住所	
			電話
避難支援者			
氏名		住所	
			電話
氏名		住所	
			電話

普段使用する部屋・寝室の位置を書いてください

6-2 孤立化集落対策マニュアル

孤立化集落対策マニュアル

1 目的

- 豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組を促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- ・津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
- ・地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※道路交通については、四輪自動車が行き止まりとなる状況

2 孤立化集落対策

1) 孤立化するおそれのある集落の把握

(1) 市町村

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部、農林水産部等）等、防災関係機関からの意見も参考とする。

【孤立化のおそれのある集落（例）】

- 道路交通の状況
 - 集落につながる道路において迂回路がない。

- 集落につながる道路において、落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
 - 集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
 - 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- ※道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。

□ 海上交通の状況

- 地震又は津波による被災状況によっては、船舶の停泊施設が使用不可能となる可能性が高い。

【参考】

孤立化するおそれのある集落との通信手段への影響について

- 道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって、電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。
- 固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。

2) 孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため、市町村、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- ・ 集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。

このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。

- ・ 集落内に学校や、警察、消防等の公共機関、電気事業者、通信事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員（仮称）に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。
- ・ 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。
- ・ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(2) 道路管理者（県・市町村）

- ・ 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。
そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。
- ・ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体やインフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

(3) 通信事業者

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した

場合、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。
- ・ その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村から孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
- ・ 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) 道路管理者（県、市町村）

- ・ 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
- ・ 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

(4) 港湾・漁港管理者（県、市町村）

- ・ 港湾・漁港管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。

(5) 通信事業者

- ・ 通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。
- ・ 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

(6) 警察

- ・ 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の捜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。

(7) 自衛隊

- ・ 自衛隊は、県からの災害派遣要請等に基づき、ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。

(8) その他防災関係機関

- ・ その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

6-3 大泊地区防災計画

南大隅町
大泊地区防災計画

南大隅町大泊地区

6. その他

1 災害の想定と計画の目的

南大隅町大泊は、本土最南端に位置し、温暖で自然豊かな集落であるとともに、古くから人々が生活を営む歴史ある地区である。昨今では整備された漁港、小学校跡、郵便局が存在する周辺地域の中心にあたる地区で、52世帯、80人（令和7年4月現在）が居住している。一方、自然豊かであるがゆえに、豪雨や台風による風水害や土砂災害、高潮、地震による埋立地の液化化や巨大地震に伴う津波など様々な自然災害が想定されるほか、狭い道路の存在や高齢者の増加など社会的な課題も抱える地区である。

よって、想定される自然災害は避けられないものとして捉え、自助・互助・共助の精神で、被害を最小限に食い止めること（減災）を目的として、自主防災組織（以下、自主防という）を中心とした活動の指針となる「南大隅町大泊地区防災計画」を定め、あわせて福祉力や地域力の向上を目指すものである。ただし、この計画による活動は、強制されるものでも、義務を負うものでもなく、結果責任も問わない活動とする。

2 災害に応じた防災・減災活動について

○普段の対応

- ・ 隣近所と災害発生時の連携を確認して、防災意識を高める。
- ・ 備蓄品や非常持ち出し品袋を準備しておく。
- ・ 災害の発生に備えて、避難経路の確認や整備を心掛ける。
- ・ 災害に応じて、避難のタイミングや避難先、安否確認の方法などを決めておく。
※避難所だけでなく、自宅をはじめ、宿泊施設、親類や知人宅なども避難先とする。
被災しない安全な場所の人は自宅避難も考慮する。

- ・ 住民は、地区で防災訓練を行う際は、積極的に参加する。
- ・ 自主防は、役割分担に従って避難体制、避難場所、復旧体制等を整えておく。

○台風や大雨の時の対応

- ・ 町や気象台から発表される防災情報に留意する。
- ・ 災害が予見されるときは、自宅周辺の浸水対策や風対策など、早めの対応を心掛ける。
- ・ 危険な場所にいる人、避難に時間がかかる人は、早めの避難を心掛ける。
- ・ 自宅避難の人は、早めに備蓄品を確認する。
- ・ 避難するときは家のブレーカーを切っておくことが望ましい。
- ・ 要配慮者には、早めに避難の声掛けを実施して、安否確認、避難支援を行う。
- ・ 自主防は、避難所や避難場所の開設に備える。開設後は必要に応じて、役割分担（参照:4ページ）に従って、給食給水、応急手当などを行う。

○地震の時の対応

- ・ 緊急地震速報が出たときは、慌てず自分の身を守る。

6. その他

- ・揺れが収まったら火災発生を予防する。
- ・避難するときは家のブレーカーを切っておくことが望ましい。
- ・余震に留意し、避難経路に危険な場所がないか注意して、複数人で避難する。
- ・大災害が予見されるときは早めの対応を行って、被害の低減に努める。

○津波の時の対応

- ・津波注意報が出たときは、海岸など水辺にいる人は水辺から離れ、注意報が解除されるまで、水辺には近づかない。
- ・津波警報、大津波警報が出たときは、低い土地にいるすべての人は、速やかに高い所（寺山一時避難場所、かんな坂一時避難場所、尾波瀬公園、大泊小学校跡）へ避難し、警報が解除されるまで避難を続ける。高い所までたどり着けない場合は、鉄筋コンクリート構築物の3階以上への垂直避難とする。
- ・余震に留意し、避難経路に危険な場所がないか注意して、複数人で避難する。

○復旧、復興について

- ・自主防は、警報、注意報が解除されるなど、災害の状況が落ち着いたときには、安否確認や被害調査、給水などをはじめとして、役割分担に従って復旧活動を行うが、場合によっては役割分担にとらわれず、必要な事項を優先して活動する。
- ・支援活動に参加が可能な住民は、積極的に自主防の活動に参加することが望ましい。ただし、活動を強制するものではないことに留意する。
- ・避難生活が長引く場合は、避難所体制の見直しを行う。

3 避難体制

○警戒レベル1～2の時（災害が予見される時）

- ・町や気象台から出される気象情報などに留意して、自宅周辺の整理整頓や非常持ち出し品の確認などの早期対応を心掛ける。

○警戒レベル3の時

（町が高齢者等避難の情報を出した時）

- ・危険な場所にいる高齢者等や避難に時間がかかる人は、事前に決めておいた避難先（避難所に限らず親類宅や宿泊施設なども考慮する）に直ちに避難する。また、事前避難も検討する事が望ましい。
- ・自宅内避難を選択した人は、停電や断水、孤立状態に備えて備蓄品を確認して、安全確保に努める。
- ・避難する場合は、自治会長や民生委員、隣近所に避難する旨を伝え、安否確認に協力するよう努める。

警戒レベル	行動を促す情報	住民が取るべき行動
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
▲警戒レベル4までに必ず避難		
4	避難指示	危険な場所から 全員避難
3	高齢者等避難	高齢者らは 危険な場所から避難
2	大雨・洪水・高潮注意報	自らの 避難行動を確認
1	早期注意情報	災害への 心構えを高める

※内閣府（防災担当）、消防庁の資料参照

6. その他

○警戒レベル4の時（町が避難指示を出した時）

- ・危険な場所にいるすべての人は、事前に決めておいた場所（避難所に限らず親類宅や宿泊施設なども考慮する）へ避難する。また、事前避難も検討しておく事が望ましい。
- ・自宅内避難を選択した人は、孤立した場合を想定して、水や食料などの備蓄品を十分に準備し、安全確保に努める。
- ・避難する場合は、自治会長や隣近所に避難する旨を伝え、安否確認に協力するよう努める。

○警戒レベル5の時（町が緊急安全確保の情報を出した時）

- ・危険な場所にいるすべての人は、避難所等へ避難することを諦め、自分の身を守る最善の行動をとる。

例）がけ下の住人は、がけとは反対側の部屋や2階へ自宅内避難する。

○避難行動要配慮者（※）等の人について

普段から個別避難計画や個別避難カードを作って、災害に応じて、あらかじめ避難先や避難経路、避難のタイミング、非常持ち出し品、緊急連絡先、同行者（支援者）などを決めておくことが望ましい。

※避難行動要配慮者とは、一人で避難することが難しい人や、避難に時間がかかる人、避難生活に配慮が必要な人のことで、自宅内避難の場合でも、個別避難計画（参照9ページ：個別避難計画個票）を策定し、自主防などで安否確認を行い、支援することが望ましい。南大隅町の避難行動要支援者名簿に記載されている人については、自主防が本人から個人情報開示の許諾を得たうえで、町へ情報提供ができる。

4 避難所等の体制

- ・避難所や避難場所への経路、支援体制については、普段から地区活動に合わせて検討しておくことが望ましい。
- ・避難所、避難場所は下記の場所のうち開設または開放しているところを使用する。
 - 指定避難所：旧大泊小学校
 - 一時避難場所：寺山一時避難場所、かんな坂一時避難場所、尾波瀬公園（津波）

5 防災訓練、備蓄に関する事

- ・各世帯では、世帯人数に応じて、できれば1週間分の飲料水と食料の備蓄に努める。飲料水の必要量目安はひとり当たり2リットル/日である。
- ・備蓄品には、普段から利用している物の使い回しを工夫するとよい。
- ・自主防または地区全体の行事（会議を含む）などに合わせて、防災訓練を定期的に行う。防災訓練には、避難訓練などの実動訓練に限らず、図上訓練や情報伝達訓練、防災講

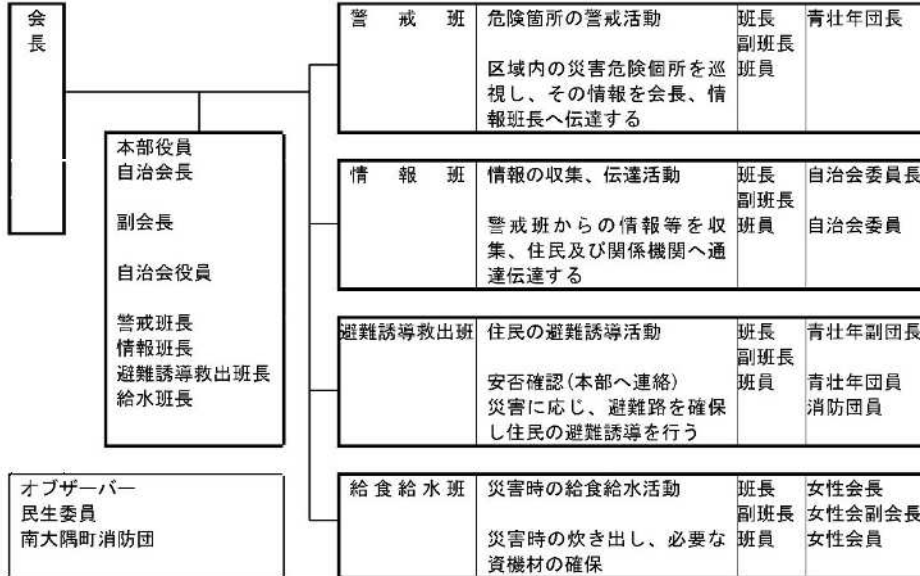
6. その他

演会などの研修も含まれる。

- ・自主防として、避難所の備蓄品も必要に応じて準備しておく。発電機など、操作に習熟しておく必要がある資材にも留意する。

6 役割分担（自主防組織図）

- ・普段から、または災害発生時に効果的な活動を行うため、地区の実情に応じて班編成を行い。お互いに連携して役割分担を行う。



7 自主防活動手順（タイムライン）

この手順にある行動は、想定される災害、状況に応じて、自主防が時系列に沿って活動するであろう事項を列記したもので、あくまでも互助・共助の理念に基づいて行い、強制されるものでも、義務や結果責任を負うものでもなく、基本的には個々の安全を第一に自助として行動することが求められる。また、自主防の活動に鑑み、必要に応じて、ボランティア保険や防災活動に特化した損害保険などを掛けておくことが望ましい。

一般災害（台風・大雨・土砂災害）編

■南大隅町が警戒本部を設置したとき（避難レベル1～2）

事前対応として以下のことを行う。

○本部役員、情報班

- ・自主防の会長（会長が不在の場合は副会長）は、各班長を大泊地区公民館または指定した場所へ招集、もしくは電話連絡にて要配慮者名簿を確認し、避難が必要な人を把握

6. その他

握（居場所を含む）する。

- ・本部役員、情報班員は、地区内の避難誘導救助班員へ要配慮者の状況を連絡する。
- ・給食給水班と協力して避難所の点検を行う。

○警戒班

- ・災害危険箇所や避難経路を巡視し、その情報を会長、情報班長へ伝達する。
- ・必要に応じて、避難場所の状況確認や安全確認を行う。

○避難誘導救助班

- ・本部役員または情報班からの情報をもとに避難手順（避難場所や避難経路）を確認しておく。
- ・車いすを利用するなど、避難に時間がかかる人は、状況によっては、前もって決めておいた避難所や避難場所に、安全に配慮して避難を始める。

○給食給水班

- ・必要に応じて避難所にて本部役員とともに避難所の資器材を点検する。

■南大隅町が対策本部を設置、または高齢者等避難の情報を出したとき（避難レベル3）

○本部役員

- ・自主防の会長（会長が不在の場合は副会長）は、各班長を大泊地区公民館または指定した場所へ招集、もしくは電話連絡にて協議し、支援者や避難誘導救助班員へ、要配慮者名簿掲載者の避難協力を依頼する。
- ・給食給水班員と協力して避難所の受け入れ態勢を整える。

○警戒班

- ・災害危険箇所や避難経路の状況を把握して、本部役員や情報班へ伝達する。

○情報班

- ・避難誘導救助班員と協力して避難状況や住民の安否確認を行う。

○避難誘導救助班

- ・本部役員、情報班からの情報をもとに避難手順（避難場所や避難経路）に従って要配慮者の安全に留意しながら避難を支援する。

○給食給水班

- ・前もって決めておいた避難所または避難場所に参集して、本部役員とともに避難住民の受け入れ態勢を整える。
- ・受入れ準備ができたなら、避難住民を受け入れ、避難所の給水や給食などの運営を行う。

■南大隅町の対策本部が避難指示を出したとき（避難レベル4）

○本部役員

- ・自主防の会長（会長が不在の場合は副会長）は、安全を確認の上、避難誘導救助班員と協力して、避難が必要な地区住民の避難支援を行う。

6. その他

- ・給食給水班員と協力して避難所運営を総理する。
- 警戒班
 - ・災害危険箇所や避難経路の状況を把握して、本部役員や情報班へ伝達する。
- 情報班
 - ・本部役員や避難誘導救助班員と連携して情報収集、関係機関との連携を調整する。
- 避難誘導救助班
 - ・本部役員、情報班からの情報をもとに避難手順（避難場所や避難経路）に従って安全に留意しながら避難を誘導支援する。
 - ・計画行動中にけが人等を発見した場合は、応急手当を行うほか、情報班員に連絡する。
- 給水給食班
 - ・前もって決めておいた避難所に参集して、本部役員とともに避難所の区割り、給水や給食、その他必要な業務を行う。
 - ・避難が長期化する場合は、南大隅町に協力して物品の補給を行う。
 - ・避難住民のニーズ聞き取りを行う。
- 南大隅町の対策本部が緊急安全確保を出したとき（避難レベル5）
 - ・すべての住民は、身の安全を確保するため、最低限の身を守る行動にとどめる。
 - ・避難所に避難している住民は避難所の運営に協力する。
- 南大隅町が災害対策本部を閉じたとき、または避難所を閉鎖したとき
 - 本部役員、警戒班、情報班
 - ・自身の安全を確保したうえで、自宅避難者の安否確認を行う。
 - ・必要に応じて、自主防災組織として、被災状況調査や応急対応を行う。また、被災状況を南大隅町に通報することができる。
 - 避難誘導救助班
 - ・避難所から帰宅する者を支援する。
 - ・必要に応じて、自主防災組織として応急対応を行う。また、被災状況を本部役員、情報班に報告する。
 - 給食給水班
 - ・必要に応じて避難所での後片付けを行う。

地震津波災害編

一般的に事後対応となるため、決して無理をせずに行動し、まずは自分自身や家族の安全確保（安全な場所にいることなど）が前提となる活動であることに留意する。

- 緊急地震速報、津波警報以上が発令された時、または南大隅町の対策本部が避難指示を出したとき（避難レベル4）

6. その他

○本部役員、警戒班、情報班

- ・本部役員、班員は、安全が確保されたときには、協力して地区住民の安否確認と避難支援を行う。
- ・一時避難場所において、給食給水班員と協力して避難者名簿作成を行う。
- ・必要に応じて避難住民の見守りを行う。

○避難誘導救助班

- ・安全が確保された場合は、安否確認を行いながら避難手順（避難場所や避難経路）に従って、一時避難場所や避難所へ誘導支援する。
- ・避難場所周辺にけが人等を発見した場合は、応急手当を行い、情報班員に連絡する。
- ・活動を行うにあたって、安全には十分に配慮し、決して無理をしない。
- ・初期消火が可能な場合は、安全が確保され次第、消火活動を行う。

○給食給水班

- ・避難所や一時避難場所の安全を確認し、給水や給食、その他必要な業務の準備を行う。
- ・避難住民のニーズ聞き取りを行う。
- ・避難が長期化する場合は、物品の補給を行う。

■南大隅町の対策本部が緊急安全確保を出したとき（避難レベル5）

すべての住民は、身の安全を確保する行動を行う。

■津波注意報以上が解除された時、南大隅町が緊急安全確保を解除し、避難所を開設したとき

○本部役員、警戒班

- ・自身の安全を確保したうえで、自宅避難者の安否確認を行う。
- ・必要に応じて、自主防災組織として応急対応を行う。また、被災状況を南大隅町に通報することができる。

○情報班

- ・自身の安全を確保したうえで、避難住民の安否確認、被災状況調査を行う。
- ・必要に応じて防災情報などの広報活動を行う。

○避難誘導救助班

- ・一時避難場所から避難所への移動を支援する。
- ・必要に応じて、自主防災組織として応急対応を行う。また、被災状況を情報班に報告する。

○給食給水班

- ・避難所の必要な受け入れ準備、受付業務を行う。
- ・本部役員、警戒班、情報班、避難誘導救助班員とともに避難所での必要な業務を行う。
- ・避難が長期化する場合は、支援物資の受け入れや分配、不足品の補給を行う。

6. その他

- ・避難住民のニーズ聞き取りを行う

■南大隅町が避難所を閉鎖したとき

○本部役員、警戒班、情報班

- ・避難所避難者、自宅避難者の安否確認を行う。
- ・必要に応じて、自主防災組織として被災状況調査、応急対応を行う。また、被災状況を喜界町に通報することができる。

○避難誘導救助班

- ・避難所から帰宅する者を支援する。
- ・必要に応じて、応急対応を行う。また、被災状況を対策本部・情報班に報告する。

○給食給水班

- ・避難所での必要な後片付けを行う。

8 その他

- ・必要に応じて適切な対応が取れるように、普段から資器材の点検整備、避難訓練を行う。
- ・避難行動要配慮者名簿、避難者名簿などの個人情報開示に関するルールの周知を図る。
- ・南大隅町消防団は、普段の消防団活動の一環として、大泊地区自主防災組織に対して助言を行うことができる。
- ・南大隅町消防団は、大隅肝属地区消防組合南部消防署の指揮により、もしくは指揮下に無い場合において、大泊地区自主防災組織と協働して防災・減災活動を行うことができる。
- ・この計画にない事項は、自主防の役員会や地区の総会で協議する。
- ・地区防災計画は、大泊地区の総会等で内容の変更を行うことができる。
- ・資料として、資料1 個別避難計画個票、資料2 地区防災マップを掲載する。
- ・この計画は、令和 年 月 日より施行する。

6. その他

資料1 個別避難計画個票

自主防災組織個別避難計画

令和 年 月 日作成

氏名： (フリガナ)： () 男・女	
生年月日：大昭平令 年 月 日 血液型：A・B・O・AB	
住所：南大隅町佐多馬籠 / 班	
電話番号①： 電話番号②	
避難行動：台風・大雨など（風水害、土砂災害）	
避難場所 ※避難しない場合は自宅 ※家人ごとに個別記載	
避難のタイミング ※いつ避難するか具体的に記載する	
同行者（支援者/連絡先）	
避難方法（車・徒歩等）	
避難行動：地震など	
避難場所 ※避難しない場合は自宅 ※家人毎に個別記載	
同行者（支援者/連絡先）	
避難方法（車・徒歩等）	
避難行動：その他の災害（大火事など）	
避難場所	
同行者（支援者/連絡先）	
避難方法（車・徒歩等）	
持出品	
緊急連絡先1	関係：（電話 ）
緊急連絡先2	関係：（電話 ）
かかりつけ医	（電話 ）
民生委員	（電話 ）
ケアマネ等	（電話 ）
避難時等の留意事項 （避難所含む）	
備考（特記事項）	

※災害発生時は個人情報公開に同意します 氏名 代筆 印

6. その他

資料2 大泊地区防災マップ ※自宅から避難する場所までの安全な経路を確認しましょう。



◆ 災害から身を守るために ◆

- ふだんから災害や防災について家族やとなり近所の人と話し合しましょう。
- 非常持ち出し品を準備し、最低でも年に1回、内容を確認しましょう。
- 個別避難カードに必要事項を記入し、非常持ち出し品袋に入れておきましょう。
- 防災マップで避難先や避難経路を確認しましょう。
- 災害が予想されるときは、気象情報や町の避難情報に注意しましょう。
- 避難するときは、となり近所で声を掛け合しましょう。
- 避難しにくい人は、普段から支援してくれる人に援助をお願いしておきましょう。
- 緊急時は命を守る行動を取りましょう。
- 避難所ではおたがいに助け合しましょう。
- 防災訓練、避難訓練に積極的に参加しましょう。